



山形県公報

平成22年4月2日(金)
第2131号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による調査員養成研修を行う者の指定……………(長寿社会課) ……461
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の合併の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……462
- 公共測量の終了の通知……………(用地課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可……………(都市計画課) ……463
- 同……………(同) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(同) ……同

### 公 告

- 平成22年山形県保育士試験の実施……………(子育て支援課) ……464
- 登録職員団体の解散……………(人事委員会) ……同

## 告 示

### 山形県告示第323号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の7第4項の規定により、調査員養成研修を行う者を次のとおり指定した。

平成22年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 調査員養成研修を行う者の名称 | 調査員養成研修を行う者の所在地 | 指定年月日      |
|----------------|-----------------|------------|
| 山形県国民健康保険団体連合会 | 寒河江市大字寒河江字久保6番地 | 平成22. 4. 1 |

### 山形県告示第324号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成22年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
三郷堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
天童市大字寺津1410
- 3 認可年月日  
平成22年3月25日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第325号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、土地改良区の合併を次のとおり認可した。  
平成22年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 定款を変更して合併後存続する土地改良区の名称

新庄土地改良区

## 2 事務所の所在地

新庄市金沢字宮ノ次郎4273番3

## 3 合併により解散する土地改良区の名称

新庄市上野土地改良区

## 4 認可年月日

平成22年4月1日

## 5 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第326号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成22年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 公共測量を実施した地域

山形市大字沼木外地内

## 2 公共測量を実施した期間

平成21年9月4日から平成22年2月26日まで

## 3 作業の種類

公共測量（デジタルマッピング）

**山形県告示第327号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成22年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 公共測量を実施した地域

山形市大字沼木外地内

## 2 公共測量を実施した期間

平成21年9月4日から平成22年2月26日まで

## 3 作業の種類

公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量、水準測量）

**山形県告示第328号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成22年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 公共測量を実施した地域

- 山形市大字松原地域から上山市金瓶地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成21年6月17日から平成22年3月10日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量）

**山形県告示第329号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 組合の名称  
庄内町四ツ興野土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
東田川郡庄内町余目字猿田7番地6
- 3 設立認可の年月日  
平成18年12月13日
- 4 変更の内容  
事業施行期間の延長
- 5 変更認可の年月日  
平成22年3月25日

**山形県告示第330号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 組合の名称  
上山市大石三千刈土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
上山市新丁72番地
- 3 設立認可の年月日  
昭和55年9月1日
- 4 変更の内容  
事業施行期間の延長
- 5 変更認可の年月日  
平成22年3月25日

**山形県告示第331号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
山形市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 2・2・127号蔵王みはらしの丘1号公園  
2・2・129号蔵王みはらしの丘3号公園  
2・2・130号蔵王みはらしの丘4号公園

- 2・2・131号蔵王みはらしの丘5号公園
- 2・2・132号蔵王みはらしの丘6号公園
- 4・3・1号蔵王みはらしの丘公園

### 3 変更の内容

#### (1) 事業地の変更

- イ 収用の部分 平成17年7月県告示第624号の事業地に山形市大字松原字堤頭、字八ヶ森、字弥陸原、字坂ノ上、字長者屋敷及び字原を加え、字石原坂地内において事業地を変更する。
- ロ 使用の部分 平成17年7月県告示第624号の事業地から山形市大字松原字堤頭、字八ヶ森、字弥陸原、字石原坂、字坂ノ上、字長者屋敷及び字原地内を削る。

#### (2) 設計の概要の変更

#### (3) 事業施行期間の変更

### 4 事業施行期間

平成17年7月8日から平成27年3月31日まで

## 公 告

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定により、保育士試験を次のとおり実施する。

平成22年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 試験の日時及び場所

| 区 分 | 期 日            | 時 間             | 場 所                                     |
|-----|----------------|-----------------|-----------------------------------------|
| 筆 記 | 平成22年8月7日（土）   | 午前9時30分から午後4時まで | 山形市片谷地515<br>東北文教大学短期大学部<br>（旧名称山形短期大学） |
|     | 平成22年8月8日（日）   | 午前9時30分から午後4時まで |                                         |
| 実 技 | 平成22年10月10日（日） | 別途指定する          | 天童市大字清池1559<br>羽陽学園短期大学                 |

### 2 受験手続

受験申請書を平成22年5月12日（水）までに東京都豊島区高田三丁目19番10号社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに簡易書留により提出すること（平成22年5月12日（水）までの消印のあるもの）に限り受け付ける。）。

### 3 その他

- (1) 平成22年保育士試験受験の手引き及び受験申請書の配布を希望する者は、「手引き請求」と朱書きした封筒に、200円切手を貼付したあて先明記の返信用封筒（角型2号）を封入して、平成22年4月26日（月）までに社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに郵便で請求すること。
- (2) 詳細については、社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（電話0120-4194-82）に問い合わせること。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第10項の規定により、次の登録職員団体から解散した旨の届出があった。

平成22年4月2日

山形県人事委員会  
委員長 小 野 勝

| 登録職員団体の名称      | 解散年月日      |
|----------------|------------|
| 山形県障がい児学校教職員組合 | 平成22年3月31日 |

平成22年4月2日印刷  
平成22年4月2日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056